

報道関係者 各位

令和7年10月30日

【照会先】

神奈川県労働局労働基準部監督課

課長 松田 恵太郎

地方労働基準監察監督官 澤 舘 龍 一

(電話) 045(211)7351

外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った 令和6年の監督指導等の状況を公表します

神奈川県労働局は、このたび、神奈川県内の労働基準監督署（12 署）が、令和6年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）等の状況について取りまとめたので、公表します。（別紙参照）

令和6年の監督指導の概要

【技能実習生関係】

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した **308 事業場**（実習実施者）のうち **242 事業場（78.6%）**。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（26.0%）、②割増賃金の支払（22.1%）、③健康診断結果の意見聴取（19.8%）、④賃金の支払（15.9%）の順に多かった。

【特定技能外国人関係】（初公表）

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した **188 事業場**のうち **146 事業場（77.7%）**。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（22.9%）、②健康診断結果についての医師からの意見聴取（21.8%）、③割増賃金の支払（18.6%）、④労働時間（15.4%）の順に多かった。

神奈川県労働局や管内労働基準監督署は、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

また、強制労働等技能実習生及び特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構及び出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしています。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、司法警察権限を行使するなど厳正に対応していきます。

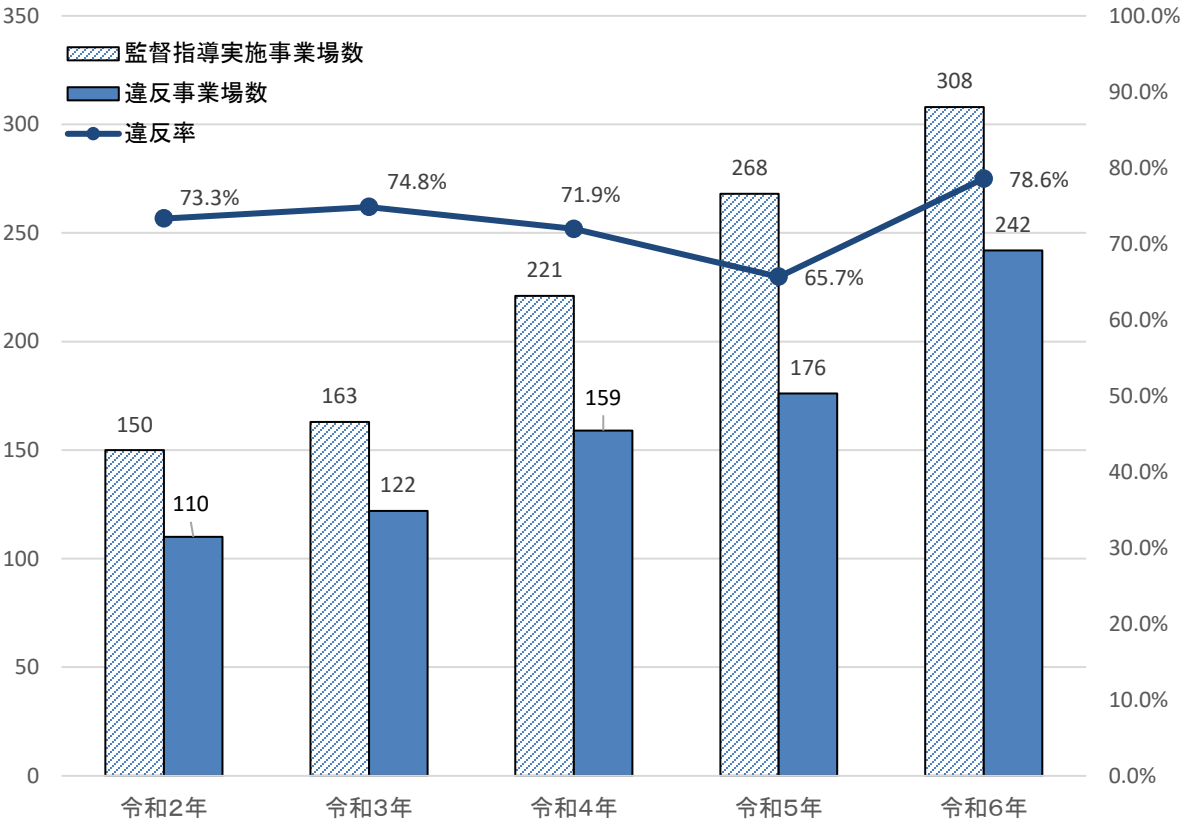
（別紙1）技能実習生を使用する事業場に対する監督指導の状況（令和6年）

（別紙2）特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導の状況（令和6年）

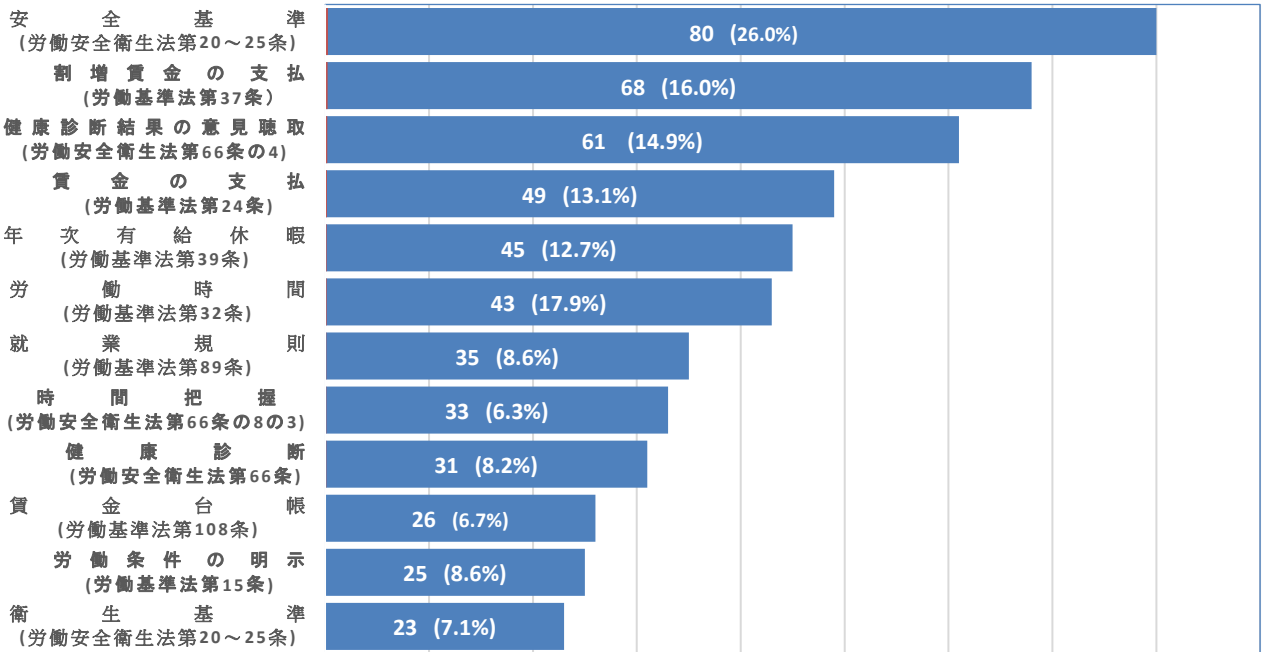
技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況

1 監督指導状況

(1) 神奈川県労働局内の労働基準監督署において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる **308事業場** に対して監督指導を実施したところ、その **78.6%** に当たる **242事業場** で同法令違反が認められた。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（26.0%）、②割増賃金の支払（22.1%）、③健康診断結果の意見聴取（19.8%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	64	49 (76.6%)	健康診断 29 (45.3%)	安全基準 23 (35.9%)	衛生基準 16 (25.0%)
食料品製造	43	28 (65.1%)	安全基準 17 (34.0%)	健康診断結果 の意見聴取 7 (16.3%)	労働時間 6 (14.0%)
建設	133	115 (86.5%)	割増賃金の 支払 36 (27.1%)	賃金の支払 32 (24.1%)	健康診断結果 の意見聴取 30 (22.6%)
<参考> 全業種	308	242 (78.6%)	安全基準 80 (26.0%)	割増賃金の 支払 68 (22.1%)	健康診断結果 の意見聴取 61 (19.8%)

<注1> 「主な業種」は、令和6年12月末時点における在留資格「技能実習」に係る就労者が多い職種（機械・金属関係、食料品製造関係、建設関係）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

<注3> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注4> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

事例 1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

立入調査で把握した事実

- ① 外国人技能実習機構から36協定の限度を超えて月100時間以上の違法な長時間労働が行われている旨の通報があったことから、監督指導を実施したもの。
- ② 病院や介護施設等のリネン類のクリーニングを行う事業場（労働者約160人）において、技能実習生はリネン類を1枚ずつ乾燥機に投入する作業や機械では畳めない乾燥後の洗濯物を手作業で行う作業等に従事していた。
- ③ 新しい機械の扱いになれていないことで頻繁に機械が停止し、復旧までの手待ち時間が増加したことなどが原因で、36協定で定めた上限時間（特別条項：月60時間）を超え、**最長で1か月当たり160時間の違法な時間外・休日労働（80時間超が31名、100時間超が21名）**が認められた。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたこと（労働基準法第32条）及び労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたこと（同法第36条6項）について是正勧告
- ・ 特別条項付き36協定の適正化及び時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

会社の対応

◆ 勤怠管理システムによる労働時間管理の強化

- ・ 時間外及び休日出勤について、より徹底した時間管理を行うため、勤怠管理システムにより労働時間管理のチェック機能を強化した。
- ・ 他工場による応援を強化し時間外労働を削減した。

◆ 設備投資を含む設備の改善

- ・ システム不具合を解消するために専門業者によるシステム調整を強化した。
- ・ 設備の能力不足を解消するため、新たな設備投資を緊急で実施した。

◆ 人員増員を図るための求人強化及び派遣労働者の増員

- ・ 求人活動を強化すると同時に、派遣社員を活用するなど配置人数の増強を図った。

立入調査で把握した事実及び労働基準監督署の指導等

- ① 外国人技能実習機構から外国人技能実習生に対しアーク溶接及びつり上げ荷重 250 kgの玉掛け作業を行わせているのに法令上必要な教育を実施せず、また、ガス溶接の業務に関し法令上必要な技能講習を修了させていない旨の通報があったことから、監督指導を実施したもの。
- ② 輸送用機械等の組立製造を行う事業場（労働者10人未満）において、5名の技能実習生がアーク溶接やガス溶接の作業に従事していたが、通報のとおり法令上必要な特別教育（アーク溶接）を実施しておらず、技能講習（ガス溶接）を修了していない者を業務に就かせていたため是正勧告した。

また、令和6年1月の法改正により金属アーク溶接等作業について特定化学物質等作業主任者の選任が義務付けられているが、その選任がなく、特殊健康診断も未実施のため是正勧告した。
- ③ さらに、労務管理においても賃金控除に係る労使協定がないのに、5名の技能実習生から「家賃」を控除していたため是正勧告した。

会社の対応

- ◆ 技能実習生全員に対してアーク溶接特別教育を実施したほか、ガス溶接技能講習を受講させ修了証を取得させた。
- ◆ アーク溶接作業に関し、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者の中から、同作業主任者を選任した。
- ◆ アーク溶接作業に従事する作業員全員に特殊健康診断を受診させた。
- ◆ 「家賃」控除に係る賃金控除協定を締結し、その写しを技能実習生全員に配布することで周知を図った。

3 労働基準監督署等と外国人技能実習機構等との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、外国人技能実習機構等との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している（※1）。

※1 令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により、令和4年以降、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

- (2) 令和6年に神奈川労働局管内の労働基準監督署から外国人技能実習機構へ通報（※2）した件数は**10件**、外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※3）された件数は**82件**である。

※2 労働基準監督署等から外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督署等において技能実習生を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 外国人技能実習機構から労働基準監督署等へ通報する事案

外国人技能実習機構において技能実習生を使用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

- (3) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。

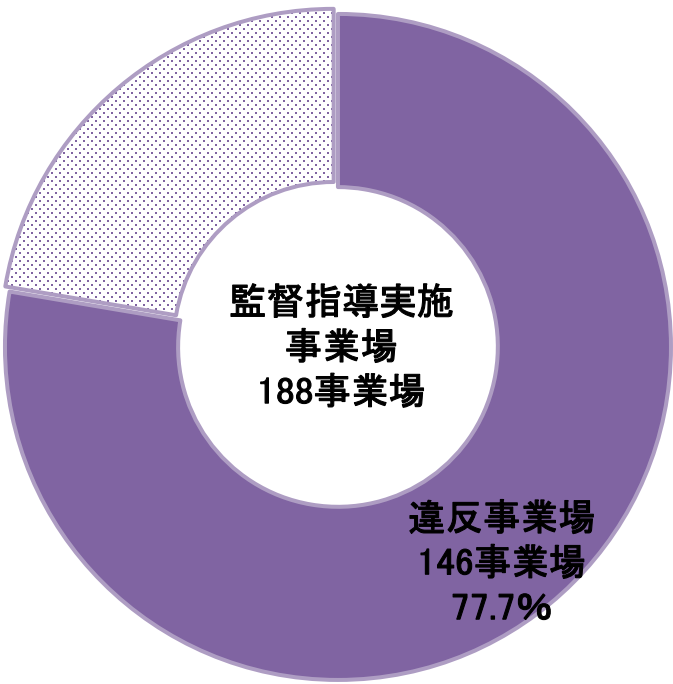
【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準監督機関から通報した件数	6	10	10
労働基準監督機関が通報を受けた件数	16	63	82

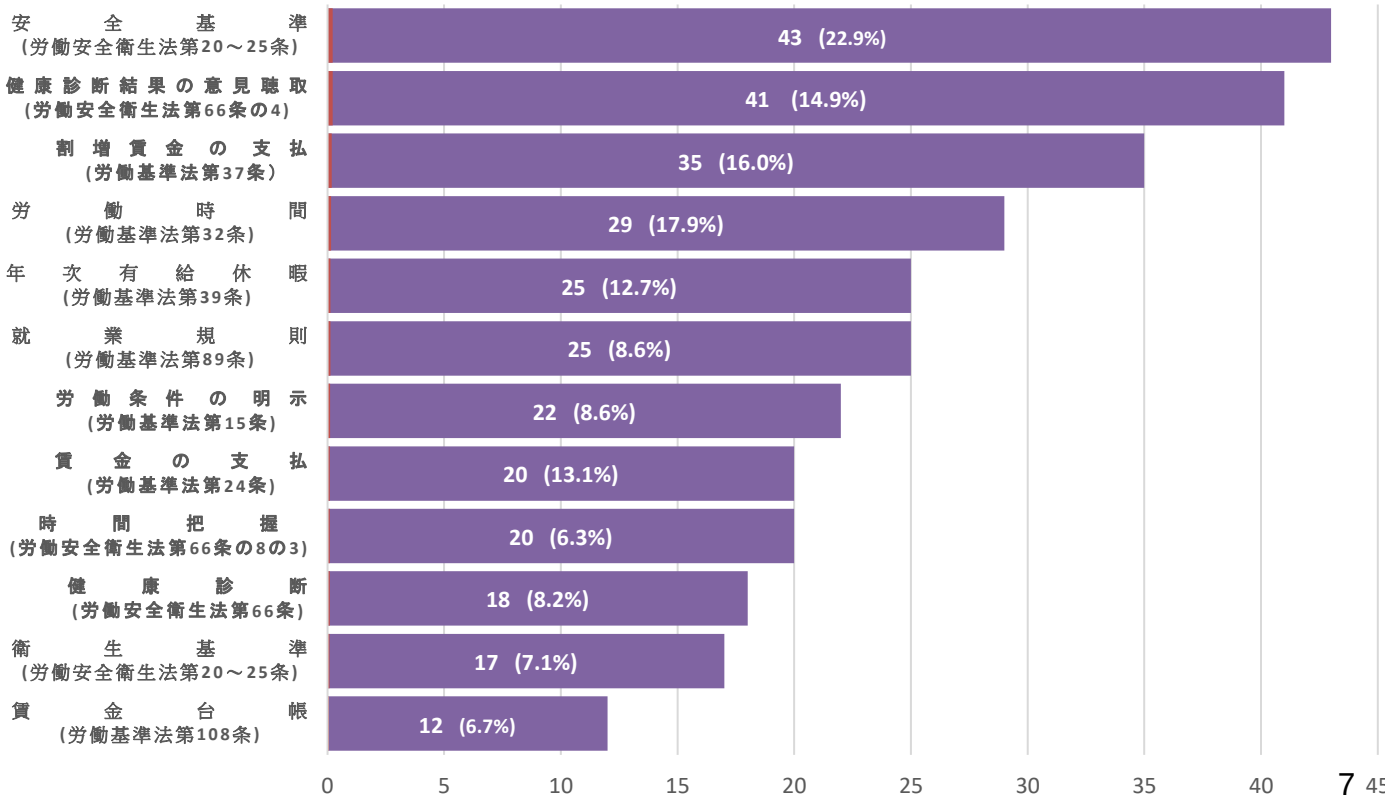
特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導の状況

1 監督指導状況

(1) 神奈川県労働局内の労働基準監督署等において特定技能外国人を使用しており労働基準関係法令違反が疑われる **188事業場** に対して監督指導を実施したところ、その **77.7%** に当たる **146事業場** で同法令違反が認められた。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（22.9%）、②健康診断結果の意見聴取（14.9%）、③割増賃金の支払（16.0%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
食料品 製造業	36	25 (69. 4%)	安全基準 18(50. 0%)	労働時間 5(13. 9%)	健康診断結果 の意見聴取 5(13. 9%)
工業製品 製造業	37	25 (73. 5%)	安全基準 12(35. 3%)	衛生基準 12(35. 3%)	労働時間 9(26. 5%)
建設業	63	51 (81. 0%)	労働時間 13(20. 6%)	安全基準 12(19. 0%)	時間把握 12(19. 0%)
社会福祉 施設	14	12 (85. 7%)	割増賃金の 支払い 6(42. 9%)	労働時間 3(21. 4%)	労働条件 の明示 3(21. 4%)
<参考> 全業種	188	146 (77. 7%)	安全基準 43(22. 9%)	健康診断結果 の意見聴取 41(21. 8%)	割増賃金の 支払 35(18. 6%)

<注1>「主な業種」は、令和6年12月末時点における特定技能1号在留外国人が多い4分野（食料品製造分野、工業製品製造分野、建設分野、介護分野）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>「主な業種」の内訳は以下のとおり。

食料品製造

工業製品製造機械

建設

社会福祉施設

・・・食料品製造業

・・・パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

・・・社会福祉施設

<注3>違反は事業場に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注4>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

事例 1

中途退職時にビザ取得費用を退職月の賃金と相殺するなど、特定技能外国人に対する人権侵害が疑われる事案として、出入国在留管理機関と合同監督・調査を実施

労基署の指導等

- ① 飲食店舗で働く特定技能外国人が、会社に対して労働契約期間中の中途退職を申し出たところ、ビザ取得費用を賃金から控除（相殺）された旨の通報を受け、出入国在留管理機関と合同監督・調査を実施したものの。
 - ② 会社は特定技能外国人との間で日本語と母国語が併記された誓約書を取り交わし、その中で「1年6か月以内に退職する場合はビザ取得費用は最終月の賃金から控除する。」旨が記載されており、実際に中途退職した特定技能外国人の最終月の賃金とビザ取得費用とを相殺していることが認められたため是正勧告した。
- ※ 当該ビザは本邦で就労することのできる在留資格であることからその費用負担は労働することを条件とする前貸し債権と解され、賃金との相殺を禁じている（労基法第17条）。

会社の対応

- ◆ ビザ申請費用を賃金から相殺する旨の規定を削除し、特定技能外国人との間の誓約書を是正した。
- ◆ 控除した金額は特定技能外国人に全額支払った。

事例 2

出入国在留管理機関からの通報を契機に監督指導を実施し、安全対策等について指導

労基署の指導等

- 金属加工等を行う製造業で働く特定技能外国人について、特定粉じん作業（金属研磨）に係る特別教育及びじん肺健康診断の未実施のほか、月100時間以上の違法な長時間労働、賃金控除協定なしに「寮費」を控除している事実が認められたため、是正勧告した。

会社の対応

- ◆ 賃金控除協定を締結し、特定粉じん作業に従事する特定技能外国人に対し特別教育及びじん肺健康診断を実施した。
- ◆ 月途中での残業管理を強化し、工程管理の細分化、作業分担の見直しなどを通じて時間外労働の削減を図った。

3 労働基準監督署等と出入国在留管理機関との相互通報状況

(1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、出入国在留管理機関との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。

(2) 令和6年に神奈川労働局管内の労働基準監督署から出入国在留管理機関へ通報（※1）した件数は**7件**、出入国在留管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は**4件**である。

なお、法令違反を相互に通報する以外にも、強制労働等特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案等については、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、前記「事例1」のとおり神奈川労働局管内の労働基準監督署においても、令和6年に出入国在留管理機関との合同監督・調査を実施した。

※1 労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報する事案
労働基準監督署等において特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報する事案
出入国在留管理機関において特定技能外国人を使用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準監督機関から通報した件数	5	2	7
労働基準監督機関が通報を受けた件数	1	2	4